

[反社会的勢力の排除に関する行動指針]

1. NSGグループは、サプライヤー等(サプライヤー、並びにサプライヤーの親会社及び子会社、並びにこれらの会社の役員等(取締役、代表者その他会社を実質的に経営、支配する者を含む。)、従業員及びサプライヤーの下請事業者(下請が数次にわたる場合はその全ての事業者を含む。)をいう。)が、次の各号のいずれにも該当しないことを求めます。

暴力団又は暴力団関係企業

暴力団員又は暴力団準構成員その他暴力団関係者

総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等

前各号のほか暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する個人又は集団

2. NSGグループは、サプライヤー等が自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を一切行わないことを求めます。

暴力的な要求行為

法的な責任を超えた不当な要求行為

取引に当たって脅迫的な言動をし、又は暴力を用いて行う取引

風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてNSGの信用を毀損し、又はNSGの業務を妨害する行為

3. NSGグループは、サプライヤー等が第1項各号のいずれかに該当し若しくは前項各号のいずれかに該当する行為を行い、又は第1項に基づく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、取引を継続することが不適切であると判断し、取引契約を解除します。